

今回の事件が佐々山工場長の友愛會紡織労働組合に對する横暴なる挑戦に依つて惹起されたるは之を實に發表せる宣言に明かである、然るに和田氏は今回の事件の真相を熟知せざるか「會社に於ては組合を切り崩す意思はない」と稱して工場長の處置を是認する如き口吻を洩してゐる、余等は茲に今一應事件の真相を明かにして一般の諒解を求むる次第である。

二名の誠首—事の起りは去る六月廿九日組合員二名の誠首に始まる最近會社に於ける佐々山氏等の職工に對する態度及待遇の悪くなつた事は一般の不滿とする處であつて前記二名の者は此點に關し匿名を以て會社に投書した、然るに佐々山氏は其文句に不穩の點ありとして投書者を殿探し直ちに向島警察署に訴へ嚴重なる處分を望むだ幸にして署長の公明なる判斷に依つて不起訴となつた會社は警察よりの通告なりと稱して二人を解雇したのである。

二名に對する餞別—會社の斯かる大人氣なき處置に對しても組合は何等抗議する處なく之れを鼻認し單に二人に對し（其一人は多年會社に働き會社のために不具者となりたる者）組合の規約に依り餞別を送らんとしたのである從來我工場に於ては只に組合員のためばかりでなく工場長の如き人が會社を去る如き場合は一般職工につつて或は記念品を贈り或は送別の宴を開くを例としてゐる然るに今回に限り佐々山氏は幹部を召換して女工より集めたる餞別を返還すべき事を命じたのである斯かる命令の是非は識者をまたずして明かである佐々山氏の人格を疑はざるを得ない次第である。

組合に對する直接壓迫—佐々山氏の命令は只に餞別の返還にのみ止まらない彼は將來會社内部に於ては組合費を取り立つるにも佐々山氏の許可を得べき事を命じた何處の國に組合費を取り立つるに工場長の許可を得て之をなす労働組合があるであらう、工場長の命令は未だ之れのみには止まらない横暴飽くなき佐々山氏等は女工に對して友愛會の退會を強制し退會を強制し退會せざる者は國に去れと放言し之からは（不日不景氣の到來を意味す）會社の天下だお前たちの云ふ儘にはならないと威嚇したのである。

三人の誠首—七月十三日突如として組合の最高幹部の者は工場より出でんとする處を呼び止められて會社の都合と云ふ名目の下に解雇を宣言された一人は組合主事一人は支部長一人は幹事長である、彼等は餞別の件に就て佐々山氏に呼ばれ餞別返還の命令を受けた時に其不法なるを忍んで其命令に服し寄附金を返還せしめたのである、會社の秩序を亂るとは如何なる點を云ふのであるか茲に於て今回の罷工は勃發したのであるか。

單純なる職工の投書を直ちに警察につき出し今日まで自己の工場に働く労働者を罪人たらしめんとする如きは果して富士紡の如く會社のなすべき態度であるか長年會社に働ける不具なる職工に對する労働者の餞別を妨げ二人を死地に陥らしめんとする如き態度は果して大會社の執るべき態度であるか其他の事實を見る時誰か果して組合の切り崩し運動に非すと認むるか。

今回の事件は佐々山氏の一存に依るか和田氏も之を知りてなさしめたか、それ疑問と云はざるを得ない何故ならば如何に何でも和田氏が斯かる無法なる態度に出つべしとは想像が出来ないからである、何れにせよ資本家が斯くの如き態度に出づるは恐慌襲來も労働者の不安に惱むる奇貨として此の機に乗じて労働者の團結を蹂躪し去らんと欲するのであつて其態度は實に惡むべきである。

大正九年七月十九日

友愛會紡織労働組合押上支部

## 九 輿 論

十六日以後十九日まで罷業は持久戰の狀勢となり、特記すべき發展なく、新聞紙の筆調は依然罷工團に同情的態度を持せり。就中東京朝日新聞の如きは前後二回に亘りて労働團結に關する論説を掲げて友愛會の主張に同情せり。而して中外商業、國民、東京日日の三紙が、和田社長、澁澤男、武藤山治氏等の談話を掲載したれば該問題に對する諸關係の態度も自から明瞭となるを得たり。即ち和田社長は會社使用人の任免陞降に對し組合團體の干渉を受くるの要なしと言ひ、勞資飽まで協調すべきものにして争ふべからず、富士紡社は夙に此の主義に基き利潤分配制度を採用し、特に之を定款の中に加へあること、又同じ趣旨の下に八月中に金百萬圓を富士紡創業二十五年記念として分配すべき用意あることを力説したり。武藤氏の意見は現在に於ける我企業家の代表的意見とも見るべきものにして